

令和7年筑北村議会3月定例会会議録

令和7年 3月 5日

令和7年 3月17日

令和7年3月筑北村議会定例会会議録目次

○招集告示	2
○応招・不応招議員	3
第 1 号 （3月5日）	
○開 会	7
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○村長あいさつ	8
○議案第4号～議案第12号の上程、説明	10
○議案第13号～議案第23号の上程、説明	14
○議案第24号～議案第33号の上程、説明	20
○議案第34号の上程、説明	22
○陳情の委員会付託等	23
○延 会	23

令和 7 年筑北村告示第 号

令和 7 年筑北村議会 3 月定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 月 日

筑北村長 太田守彦

1 期 日 令和 7 年 3 月 5 日（水）午前 9 時

2 場 所 筑北村役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	待 井 安 登 君
11 番	勝 田 昇 君	12 番	鎌 田 欣 子 君

不応招議員（なし）

令和 7 年 3 月 筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 3 月 5 日（水）午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 議案第 4 号 令和 6 年度筑北村一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 6 年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 6 年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 6 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 13 号 令和 7 年度筑北村一般会計予算
- 日程第 15 議案第 14 号 令和 7 年度筑北村バス事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 15 号 令和 7 年度筑北村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 16 号 令和 7 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 18 議案第 17 号 令和 7 年度筑北村介護保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 18 号 令和 7 年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 7 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 7 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 7 年度筑北村簡易水道事業会計予算
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 7 年度筑北村集落排水事業会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 7 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 筑北村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 25 号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 26 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 28 議案第 27 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 28 号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 議案第 29 号 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 議案第 30 号 筑北村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 31 号 筑北村空き家等適正管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 32 号 筑北村坂井保養センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 34 議案第 33 号 筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35 議案第 34 号 財産の取得について
- 日程第 36 陳情の委員会付託等

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 36 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	待 井 安 登 君
11 番	勝 田 昇 君	12 番	鎌 田 欣 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 民 福 祉 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君

建設課長 花岡 牧彦 君

観光課長 中澤 明彦 君

教育次長 細田 雅義 君

事務局職員出席者

事務局長 小川原 大介 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

ただいまから令和7年3月筑北村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 議事日程により、会議を進めます。

傍聴の申請がありましたので、これを許可します。

傍聴、写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

9番 櫻井新一 議員

10番 待井安登 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（鎌田欣子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの13日間にしたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの13日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鎌田欣子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議案等は議事日程のとおり受理しております。

また、議長報告、1月22日第1回臨時会以降昨日までの議員派遣及び例月出納検査報告については、お手元の資料のとおりです。

そのほか、陳情等について、お手元に配付しましたとおり受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎村長あいさつ

○議長（鎌田欣子議員） 日程第4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） おはようございます。

歯の治療で若干お聞き苦しいかと思いますが、ご容赦をお願いいたします。

令和7年3月定例議会の開催に当たり、議員各位には大変お忙しいところ全員のご出席をいただき、ありがとうございます。

今年の冬は局地的な豪雪により、特に除雪作業中や屋根等からの落雪で多数の方が犠牲になりました。心からお悔やみを申し上げます。一方で、雪のない地方は乾燥が続き、全国各地で大規模な山林火災が発生しており、関係の皆様にはお見舞いを申し上げます。

昨年の記録的な猛暑に続き、極端な冬の二極化について、地球温暖化に伴う異常気象を痛感するばかりでございます。

筑北村では、12月、1月の降水量が前年の3分の1程度で推移し、水源の低下が懸念されたため、2月3日、節水の呼びかけをさせていただきました。その後の降雪により、状況は改善しておりますが、2月の降水量は前年の約5分の1、この3カ月の合計降水量は昨年より80ミリ以上少ない状況でございます。水道管の破裂事故や乾燥による住宅や山林火災を考えますと、冬場の渇水対策を深刻に受けとめ、対策していかなければなりません。

この2日、日曜日でございますが、春のような陽気のもとで、刈谷沢神明宮のお田植え祭りがとり行われました。境内に雪はなく、近隣から雪を運んでいただき、伝統行事が大

勢の参拝者を集め、盛大に開催できました。その翌日から雪が積もり、ようやく冬景色となりました。今年も五穀豊穡で穏やかな年となることを心から祈っております。

次に、村の人口について述べさせていただきます。住民票ベースでございますけれども、2月末現在、村の人口は3,945人、令和6年度の人口動態について申し上げますと、2月末現在でございますが、出生が8名、死亡が59名、転入94名、転出が90名ということで、4名の社会増という状況です。先日、建設を進めております西条団地の若者定住住宅7棟の入居者が決まりました。村外から6組18人が移り住むことになります。令和6年度については転入超過が見込まれ、合併後初ではないかと期待しますとともに、今年10月に行われます国勢調査に向けて、さらなる社会増へつなげていきたいと考えております。

あわせて、村のふるさと納税も好調でありまして、2月末の速報値であります、約5,200万円、前年と比べ件数で201%、金額で176%の増となっております。駆け込み申し込みが多い昨年12月は1,900万円、266%の伸びとなり、お米については申し込みに対し対応ができない状況となりました。ご存じのとおり村の返礼品は、みそ、蜂蜜、米など、1件当たりの金額が平均で約8,000円と低額な品目の積み上げとなっております。返礼にご協力をいただいている皆様、そして全国からご寄附いただいた皆様には、この場をかりて厚く感謝を申し上げます。

続きまして、新年度予算に関して概要を申し上げます。100万円単位でございますが、一般会計における予算総額は、49億7,100万円でございます。新年早々長野県町村会において、地方交付税を管轄します総務省自治財政局長の講演がございました。その講話の中で、地方自治体の予算は黙っていても予算規模が膨らむ構造になってしまった。これはこの30年間、なかったことが起きている。特に予算規模が膨らむ一番大きな要因が、建設費の大幅な上昇と物価高騰、2番目は人件費だと述べられました。

筑北村においても、前年と比べ物件費で16.2%、人件費は5.7%の増加を見込んでおります。物件費の中では、政府が進める行政システム標準化、いわゆるガバメントクラウドへの移行に伴って、システムの二重化対応、各種帳票類の様式統一などで約7,000万円を見込んでいますほか、人件費については人事院勧告に基づく給与改定、会計年度任用職員への勤勉手当や最低賃金の上昇などで5,400万円の増加となります。

一方、新規の大型事業は特にございませんが、予算額で大きなものとして防災行政無線更新整備事業で3億4,800万円、向原17号線改良事業で1億1,800万円、村道にかかわる橋梁修繕事業で1億700万円等でございます。

また、合併20周年事業としまして、昨年12月補正予算でお認めいただいた1人1万円の生活応援商品券事業化として、合併特例債の起債が最終年度であることから、合併特例債を活用して旧本城小学校プールの除却及び駐車場、倉庫の活用に5,260万円、残る1億9,000万円につきましては、地方振興基金への積み立て財源として充当し、財政の健全化を図ります。

今年、戦後 80 年を迎え、遺族会の高齢化が進んでいますことから、本城、坂北の忠魂碑を除却し、3 地域統合した慰霊碑を役場近くに建立することとし 1,900 万円を計上しました。

また、導入から 20 年経過しました消防団活動服の更新などで 600 万円、補助金等を活用し計画しております。

なお、20 周年を祝う記念式典は行いませんが、この間、多方面で功労のあった方々への表彰式を行いたいと考えております。

子育て支援策についてですが、保育園、小学校、中学校の給食無償化に続き、新年度は 18 歳未満の医療費窓口負担の無償化を実施したいと考えております。また、通学定期について、村内 3 駅への S u i c a 導入に伴い、S u i c a 定期券購入に対して補助対象を拡大することとしました。

予算規模は過去最大となっておりますが、財政調整基金の取り崩しは行っておらず、健全財政を意識した予算が編成できたと考えております。

なお、温泉施設の入浴料、とくらの宿泊料について、昨日温泉施設等検討委員会の会長、副会長がお見えになり、料金改定に関する答申書を受け取りました。委員会での検討は 7 回を数え、議論を尽くされての答申書でございます。かねてから申し上げておりますとおり、答申書の内容に沿って所定の条例改正をお願いするものでございます。

3 月定例会における議案関係は、新年度予算に関して 11 件、令和 6 年度補正予算に関して 9 件、条例改正が 10 件、契約 1 件、計 31 件の議案を本日提出させていただきました。この後、提案理由を述べさせていただいた後、6 年度補正予算については議会全員協議会において、7 年度当初予算及び条例改正、契約についてはそれぞれの所管の常任委員会にてご審議をいただきます。

議員各位におかれましては、多数の議案をご審議いただくこととなりますが、慎重審議のほど、よろしくお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長あいさつが終わりました。

◎議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、
議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 5、議案第 4 号 令和 6 年度筑北村一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 13、議案第 12 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 4 号）の 9 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは、議案第 4 号の提案理由を説明させていただきます。

議案第4号 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第8号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2億630万9,000円を追加し、予算の総額を52億9,385万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、1款村税は、村民税法人税割の申告結果等により107万1,000円を減額、10款地方交付税は、普通交付税及び特別交付税分で2億5,030万4,000円を増額、14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン国庫補助金の減等により1,360万円を減額、17款寄附金は、ふるさと納税の収入見込額の増により2,500万円を増額、21款村債は、起債充当事業の事業費の決算見込額により3,440万円を減額し、それぞれ計上しました。

歳出の主なものは、各項において人件費及び事業費の精査による不用額を減額したほか、2款総務費は、防災行政無線更新にかかわる施工管理委託料、及び基幹系システム機器等リース料の減等により3,371万5,000円を減額、3款民生費は、特別会計への操出金の減等により2,805万円を減額、6款農林水産業費は、養豚飼育野生動物侵入防止柵事業の廃止等により643万3,000円を減額、9款消防費は、消防団員報酬の減等により420万2,000円を減額、10款教育費は、講師等報酬の減等により1,984万6,000円を減額、13款諸支出金は、財政調整基金及び減債基金等への利子を含めた積立金として2億9,560万1,000円を増額し、それぞれ計上しました。

第2表地方債補正は、各地方債をお示しの通り変更するものです。

第3表債務負担行為補正は、債務負担行為の内容をお示しのとおり追加するものです。

第4表繰越明許費補正は、令和7年度に繰り越して実施する予定の事業について、お示しのとおり変更及び追加するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第5号 令和6年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,649万1,000円を減額し、予算の総額を5億5,890万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、6款県支出金は、保険給付費等交付決定により1,969万7,000円を減額、12款諸収入は、保険給付費等交付金の償還金として344万8,000円を増額し、それぞれ計上しました。

歳出の主なものは、2款保険給付費は、保険給付見込額により1,971万8,000円を減額、9款諸支出金は、償還金として342万2,000円を増額し、それぞれ計上しました。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第6号 令和6年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ30万5,000円を減額し、予算の総額を8,823万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料は、特別徴収から普通徴収への変更や 75 歳年齢到達者の増により 107 万円を増額、4 款繰入金は、一般会計繰入金 137 万 5,000 円を減額し、それぞれ計上しました。

歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、納付額確定により 30 万 5,000 円を減額し、計上しました。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 7 号 令和 6 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 1,095 万 1,000 円を減額し、予算の総額を 7 億 6,908 万 5,000 円とするものです。

歳入の主なものは、人件費及び保険給付費等の支出見込額による法定割合から、5 款支払基金交付金 76 万 1,000 円、6 款県支出金 116 万 2,000 円をそれぞれ増額、7 款繰入金は、一般会計及び介護保険支払準備基金からの繰入金を 1,283 万 6,000 円減額し、それぞれ計上しました。

歳出の主なものは、1 款総務費は、パートタイム会計年度任用職員にかかわる経費等で 124 万円を減額、3 款地域支援事業費は、介護予防にかかわるサービス利用者が増えたことにより 320 万円を増額、7 款予備費は、1,253 万 1,000 円を減額し、それぞれ計上しました。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 8 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 4 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 321 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 6,880 万 2,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款繰入金は、歳出充当財源として一般会計繰入金 273 万 4,000 円を増額し、計上しました。

歳出の主なものは、2 款施設管理費は、職員の報酬や賄い材料費の不足分として 333 万円を増額し、計上しました。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 9 号 令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 24 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 4,097 万 3,000 円とするものです。

歳入の主なものは、2 款繰入金は、歳出充当財源として一般会計繰入金 21 万 1,000 円を増額し、計上しました。

歳出の主なものは、2 款施設管理費は、報償費の不足分として 26 万 5,000 円を増額し、計上しました。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 10 号 令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）ですが、今回の補正は簡易水道事業収益 1 億 4,280 万 4,000 円を 25 万 9,000 円増額し、予算の総額を 1 億 4,306 万 3,000 円とし、あわせて簡易水道事業費用 2 億 1,595 万 5,000 円を 41 万 6,000 円増額し、予算の総額を 2 億 1,553 万 9,000 円とするものです。

また、資本的収入 1 億 2,069 万 5,000 円を 609 万 8,000 円減額し、予算総額を 1 億 1,459 万 7,000 円とし、あわせて資本的支出を 1 億 5,882 万 4,000 円を 615 万円減額し、予算総額を 1 億 5,267 万 4,000 円とするものです。

収益的収入の主なものは、1 款 2 項 2 目他会計補助金を 25 万 9,000 円増額。

収益的支出の主なものは、1 款 1 項 3 目総係費を 25 万 9,000 円減額、1 款 1 項 4 目減価償却費を 67 万 5,000 円減額。

資本的収入の主なものは、補助事業費確定により 1 款 1 項 1 目建設改良企業債を 300 万円減額、1 款 2 項 1 目他会計補助金を 10 万 6,000 円増額、1 款 3 項 1 目国庫補助金を 320 万 4,000 円減額するものです。

資本的支出の主なものは、1 款 1 項 1 目建設改良費を 615 万円減額するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 11 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 4 号）ですが、今回の補正は集落排水事業収益 1 億 2,764 万 6,000 円を 76 万 1,000 円減額し、予算の総額を 1 億 2,840 万 7,000 円とし、あわせて集落排水事業費用 1 億 7,682 万 4,000 円を 110 万 1,000 円増額し、予算の総額を 1 億 7,792 万 5,000 円とするものです。

また、資本的収入 9,101 万 8,000 円を 1,000 円増額し、予算総額を 9,101 万 9,000 円とし、あわせて資本的支出を 9,190 万 1,000 円を 1,000 円増額し、予算総額を 9,190 万 2,000 円とするものです。

収益的収入の主なものは、1 款 2 項 2 目他会計補助金を 51 万 2,000 円増額、1 款 2 項 3 目長期前受金戻入を 24 万 9,000 円増額するものです。

収益的支出の主なものは、1 款 1 項 3 目減価償却費を 58 万 9,000 円増額、1 款 3 項 1 目その他特別損失を 47 万 6,000 円増額するものです。

資本的収入の主なものは、1 款 2 項 1 目他会計補助金を 1,000 円増額するものです。

資本的支出の主なものは、1 款 2 項 1 目企業債元金償還金を 6,000 円増額するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

最後に、議案第 12 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 4 号）ですが、今回の補正は合併浄化槽事業収益 3,701 万 3,000 円を 113 万 3,000 円増額し、予算

の総額を 3,814 万 6,000 円とし、あわせて合併浄化槽事業費用 6,514 万 6,000 円を 103 万円増額し、予算の総額を 6,617 万 6,000 円とするものです。

収益的収入の主なものは、1 款 2 項 2 目他会計補助金を 121 万円増額、1 款 2 項 3 目長期前受金戻入を 7 万 7,000 円減額するものです。

収益的支出の主なものは、1 款 1 項 1 目浄化槽費を 65 万 2,000 円増額、1 款 1 項 4 目減価償却費を 18 万円減額、1 款 3 項 1 目その他特別損失を 55 万 8,000 円増額するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、
議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、
議案第23号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 続いて、日程第 14、議案第 13 号 令和 7 年度筑北村一般会計予算から、日程第 24、議案第 23 号 令和 7 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算の 11 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 13 号 令和 7 年度筑北村一般会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 7,185 万 3,000 円と定め、対前年度 5.7%の増額予算といたしました。

一般会計では、地方公共団体情報システム標準化・共通化事業、18 歳までの医療費窓口負担助成事業、継続事業として防災行政無線更新事業、道路河川等の改修事業のほか、発行が最終年度となる合併特例債活用事業、合併 20 周年記念事業に重点を置き取り組んでまいります。

それでは、予算内容についてご説明申し上げます。歳入の主なものは、1 款村税は、対前年度 1,772 万円増の 3 億 9,655 万 7,000 円、2 款地方譲与税は、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税等で対前年度 341 万円減の 6,119 万円、7 款地方消費税交付金は、対前年度 203 万 2,000 円減の 8,806 万 8,000 円、9 款地方特例交付金は、対前年度 1,325 万 2,000 円減の 331 万 2,000 円、10 款地方交付税は、普通交付税について本年度算定結果を基礎とし、過大な計上とならないよう配慮した上で、特別交付税と合わせ対前年度 1 億 4,651 万 5,000 円増の 25 億 1,010 万円、12 款分担金及び負担金は、対前年度 182 万 9,000 円減の 1,070 万 6,000 円、13 款使用料及び手数料は、対前年度 585 万 6,000 円減の 5,964

万 6,000 円、14 款国庫支出金は、デジタル基盤改革支援補助金及び道路メンテナンス事業補助金等で、対前年度 9,070 万 9,000 円増の 4 億 1,074 万 3,000 円、15 款県支出金は、農業用水路等長寿命化、防災減災事業補助金等で対前年度 2,986 万 2,000 円減の 2 億 1,197 万円、17 款寄附金は、ふるさと寄附金等で対前年度 1,439 万 4,000 円増の 4,439 万 5,000 円、18 款繰入金は、ふるさとづくり基金繰入金及び地方振興基金繰入金等で対前年度 2,006 万 4,000 円減の 1 億 5,076 万 7,000 円、20 款諸収入は、対前年度 848 万 5,000 円減の 5,081 万 7,000 円、村債は過疎債、合併特例及び緊急防災減災事業債等で対前年度 7,810 万円増の 8 億 9,510 万円とし、それぞれ計上しました。

歳入総額のうち、一般財源は 31 億 2,661 万 5,000 円で、歳入全体の約 62.9%となっております。

歳出の主なものですが、2 款総務費は、全般的な管理事務にかかわる経費のほか、地方公共団体情報システム標準化・共通化事業、及び防災行政無線の更新事業等、生活環境の向上、行財政運営にかかわる費用として、対前年度 2 億 2,716 万 4,000 円増の 11 億 2,834 万 3,000 円、3 款民生費は、障害者自立支援給付費や子育て支援センター施設整備事業、福祉医療給付助成事業等、健康福祉の充実、教育・文化の充実にかかわる費用として、対前年度 2,879 万 9,000 円増の 9 億 9,519 万 3,000 円、4 款衛生費は、がん検診を初めとした各種検診事業、高齢者や小児を対象とした予防接種事業、健康福祉の充実にかかわる費用として、対前年度 2,432 万 4,000 円減の 3 億 8,139 万 1,000 円、6 款農林水産業費は、農業用水路等の土地改良施設整備事業、有害鳥獣捕獲対策事業及び森林経営計画森林整備事業等、産業の振興にかかわる費用として、対前年度 718 万 5,000 円減の 2 億 7,298 万 4,000 円、7 款商工費は、商工会への経営指導、地域振興補助金及び P R キャラクター育成事業等、産業の振興にかかわる費用として、対前年度 41 万 6,000 円減の 1 億 7,187 万 9,000 円、8 款土木費は、道路改良事業、災害発生予防・拡大防止を目的とした道路河川改修及び村営住宅維持管理事業等、生活環境の向上にかかわる費用として、対前年度 6,576 万 2,000 円減の 5 億 3,657 万 3,000 円、9 款消防費は、常備消防負担金及び消防団活動経費等、生活環境の向上にかかわる費用として、対前年度 2,592 万 8,000 円増の 1 億 9,595 万 7,000 円、10 款教育費は、学校教育環境改善に向けた施設整備、スクールバス更新、小中学校給食食材費及びスポーツ施設改修事業等、教育・文化の充実にかかわる費用として、対前年度 5,976 万 6,000 円増の 4 億 3,699 万 2,000 円、12 款公債費は、定期償還元金利子合わせ対前年度 1,719 万 7,000 円増の 4 億 8,852 万 5,000 円、13 款諸支出金は、地域振興基金積立金等として、対前年度 1,345 万 1,000 円増の 2 億 6,021 万 1,000 円とし、それぞれ計上いたしました。

第 2 表地方債は、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法についてお示しのとおり定めています。

第 3 表債務負担行為は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額についてお示しのとおり定めています。

詳細につきましては、各常任委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議案第 14 号 令和 7 年度筑北村バス事業特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,147 万 5,000 円と定め、対前年度 1.0%の増額予算といたしました。

バス事業特別会計では、村営バスの運行委託等にかかわる経費計上とし、住民の移動手段確保を図るほか、よりよい運行形態について研究してまいります。

それでは、予算内容についてご説明申し上げます。歳入の主なものは、1 款使用料及び手数料は、対前年度 7 万円増の 132 万円、3 款繰入金は、歳出経費充当財源として一般会計繰入金を対前年度 24 万円増の 2,995 万 5,000 円、それぞれ計上しました。

歳出の主なものは、1 款総務費は、村営バス運行にかかわる経費について、対前年度 31 万円増の 3,127 万 5,000 円を計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 15 号 令和 7 年度筑北村国民健康保険特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,923 万 8,000 円と定め、対前年度 6.1%の減額予算といたしました。

国民健康保険会計では、医療費を抑える取り組みとして、保健事業に力を入れ、特定健診の受診率向上に力を入れてまいります。また、県の保険料水準の統一に向けたロードマップが示されていることから、現在、徴収しております資産税割について、令和 9 年度の完全廃止に向け、国民健康保険運営協議会でのご意見等により税率の改正を行います。

それでは、予算内容についてご説明いたします。歳入の主なものは、1 款国民健康保険税は、資産税割廃止に向けた税率改正を行い、対前年度 1,053 万 5,000 円減の 7,448 万 1,000 円、6 款県支出金は、保険給付費に対応する普通交付金等で 4 億 1,692 万 5,000 円、10 款繰入金は、保健基盤安定繰入金と一般会計からの法定の繰入金等で 4,521 万 4,000 円をそれぞれ計上しました。

歳出の主なものは、2 款保険給付費は、本年度の給付見込みから 2,388 万 1,000 円減の 4 億 1,300 万 8,000 円、3 款国民健康保険事業費納付金は、県からの通知額 1 億 717 万円、6 款保健事業費は 1,042 万 8,000 円、7 款基金積立金は、203 万 8,000 円をそれぞれ計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 16 号 令和 7 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,144 万 6,000 円と定め、対前年度 1.4%の増額予算といたしました。

後期高齢者医療特別会計は、被保険者から徴収した保険料を広域連合に正確に納付することが主要な事務となります。保険料の適正な徴収に努めてまいります。

それでは、予算内容について説明します。歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料は 6,357 万 3,000 円、4 款繰入金は、事務費と基盤安定にかかわる一般会計繰入金とし

て2,767万8,000円をそれぞれ計上しました。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金は9,053万3,000円を計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第17号 令和7年度筑北村介護保険特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億872万3,000円と定め、対前年度3.2%の減額予算といたしました。

介護保険特別会計は、高齢になっても住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりに力を入れるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでまいります。

それでは、予算内容について説明いたします。歳入の主なものは、1款介護保険料は、対前年度81万1,000円増の1億2,361万5,000円を計上しました。保険給付費等に対する法定割合分として、4款国庫支出金は1億7,917万9,000円、5款支払基金交付金は1億8,245万1,000円、6款県支出金は1億219万4,000円、7款繰入金は、一般会計繰入金等1億1,759万4,000円をそれぞれ計上しました。

歳出の主なものは、2款保険給付費は、第9期介護保険事業計画数値、及び過去数年の状況を加味し、対前年度比2,689万9,000円減の6億5,131万2,000円、3款地域支援事業費は3,562万5,000円をそれぞれ計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第18号 令和7年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,939万9,000円と定め、対前年度比24.9%の増額予算といたしました。

とくら温泉施設特別会計では、一般会計からの繰入金は増加しておりますが、従来以上に住民の福利厚生の場合、地域や村外の方との交流拠点として積極的に集客を図りますとともに、職員が一丸となってサービス向上、また、経営改善に取り組んでまいります。

それでは、予算内容についてご説明いたします。歳入の主なものは、1款繰入金は、当初予算ベースでは対前年度比30万3,000円増の5,349万5,000円、4款使用料及び手数料は、対前年度3,600万円増の1億2,900万円をそれぞれ計上しました。使用料は、利用者の増加を図ること、使用料の引き上げにより令和6年度の収入見込みに対し、おおむね25%の増加を見込んでおります。

歳出の主なものは、1款経営管理費は、対前年度244万8,000円増の761万8,000円、2款施設管理費は、対前年度3,525万3,000円増の1億7,896万6,000円、5款公債費は、元利償還金として231万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

第2表債務負担行為は、債務負担行為の内容をお示しのとおり定めております。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い

お願いいたします。

議案第 19 号 令和 7 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,036 万 5,000 円と定め、対前年度 5.9%の増額予算といたしました。

差切峡温泉施設特別会計では、一般会計からの繰入金が増額しておりますが、従来どおりに住民の福利厚生、地域の交流拠点として積極的に受け入れをするとともに、職員一丸となってサービスの向上、経営改善に努めてまいります。

それでは、予算内容についてご説明いたします。歳入の主なものは、1 款使用料及び手数料は、対前年度 290 万円の増で 1,490 万円を計上しました。使用料は、メニューの値上げや使用料の引き上げにより、令和 6 年度の収入見込みに対し対前年度 12%の増加を見込んでおります。

2 款繰入金は、当初予算ベースでは対前年度 68 万 3,000 円減の 2,483 万 6,000 円を計上しました。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、対前年度 17 万 5,000 円増の 135 万 8,000 円、2 款施設管理費は、対前年度 207 万円増の 3,850 万 7,000 円をそれぞれ計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 20 号 令和 7 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,231 万 6,000 円と定め、対前年度 14.7%の増額予算といたしました。

草湯温泉冠着荘は、4 年度に指定管理した管理者が 3 年目の運営をすることになります。協定書に基づき指定管理者と連携し、サービスの低下につながらないよう温泉施設及び地域の活性化を図ってまいります。また、リスク分担に基づき、適正な施設の管理を行います。

それでは、予算内容についてご説明します。1 款繰入金は、対前年度 286 万円増の 2,181 万 5,000 円を計上しました。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、指定管理料などで対前年度と同額 1,795 万 6,000 円、2 款施設管理費は、使節修繕が必要なことから、対前年度 286 万円増の 386 万円をそれぞれ計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 21 号 令和 7 年度筑北村簡易水道事業会計予算ですが、初めに令和 7 年度業務予定量についてご説明いたします。令和 6 年度の実績量をもとに、令和 7 年度の業務予定量を定めております。主な建設改良事業では、坂井・坂北地域の導配水管布設替えにかかわる設計業務 1,276 万 1,000 円、同じく導配水管布設替え工事 6,723 万 9,000 円を予定しております。また、県道大町麻績インター千曲線境無橋架けかえの改良工事に伴い、上水道管の布設替え工事 3,756 万 5,000 円、村道向原住宅団地 17 号線の道路改良に伴い、影響する範囲の布設替え工事 5,999 万 4,000 円を予定しています。

収益的収支については、簡易水道事業収益を1億2,668万5,000円、簡易水道事業費用を2億1,988万5,000円と定めます。なお経費の一部財源として企業債80万円を借り入れるものとしております。また、収支差し引きに9,320万円不足となりますが、現金を伴わない減価償却費等が計上されているためであり、現金が不足するものではございません。

次に、資本的収支では、資本的収入2億2,557万9,000円、資本的支出2億3,998万9,000円と定め、不足する1,441万円は、過年度損益勘定留保資金1,441万円を補填するものとします。

企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法について、お示しのとおり定めています。また、一時借入金の額は1億円と定め、流用につきましては、お示しのとおりでございます。

簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計における金額は6,962万7,000円となります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第22号 令和7年度筑北村集落排水事業会計予算ですが、初めに令和7年度業務予定量について説明いたします。令和6年度の実績量をもとに、7年度の業務予定量を定めています。主な建設改良事業では、県道大町麻績インター千曲線境無橋架けかえの改良工事に伴い、下水道管の布設替え工事3,990万8,000円を予定しております。

収益的収支については、集落排水事業収益を1億2,475万7,000円、集落排水事業費用を1億7,557万9,000円と定めます。なお経費の一部財源として、企業債40万円を借り入れるものとしております。なお収差差し引きに5,082万2,000円不足となりますが、現金を伴わない減価償却費等が計上されているためであり、現金が不足するものではございません。

次に、資本的収支では、資本的収入1億1,713万2,000円、資本支出1億1,713万2,000円と定めます。

企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法についてお示しのとおり定めています。また、一時借入金の額は1億円と定め、流用につきましてはお示しのとおりであります。

集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計における金額は1億1,839万5,000円となります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

最後ですが、議案第23号 令和7年度筑北村合併浄化槽事業会計予算ですが、初めに、令和7年度業務量について説明いたします。令和6年度の実績をもとに、令和7年度の業務予定量を定めています。主な建設改良事業では、合併浄化槽設置に伴う設計業務9基分

148万5,000円、合併浄化槽設置工事9基分1,710万円を予定しております。

収益的収支については、合併浄化槽事業収益を3,924万3,000円、合併浄化槽事業費用を6,698万9,000円と定めます。なお経費の一部財源として企業債40万円を借り入れするものとしております。また、収支差し引きに4,796万5,000円不足となりますが、現金を伴わない減価償却費等が計上されているためであり、現金が不足するものではございません。

次に、資本的収支では、資本的収入3,838万8,000円、資本的支出3,838万8,000円と定めます。

企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法についてはお示しのとおり定めています。また、一時借入金の額は1億円と定め、流用につきましてはお示しのとおりです。

合併浄化槽事業運営のため、一般会計からこの会計における金額は3,778万2,000円となります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

**◎議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、
議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号の
上程、説明**

○議長（鎌田欣子議員） 続いて、日程第25、議案第24号 筑北村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第34 議案第33号 筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての10件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第24号 筑北村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、育児・介護休業法の一部改正に伴う令和7年4月1日施行分について、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第25号 筑北村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、学校医の報酬について塩筑医師会及び松本薬剤師会からの要請に基づき、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議案第 26 号 筑北村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
ですが、改正の趣旨は、令和 6 年度人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法
律が一部改正されましたが、その中で令和 7 年 4 月 1 日施行分について、所要の改正を行
うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議案第 27 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、改正
の趣旨は、今回の改正は県の保険料水準の統一に向けたロードマップが示されているこ
とから、令和 9 年度、資産税割完全廃止に向けて税率を改めるため、所要の改正を行うも
のです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議案第 28 号 筑北村坂北保養センター条例の一部を改正する条例についてですが、改
正の趣旨は燃料や物価など高騰に伴う入浴料改定と、休館、定休日を設定することができる
ことを明示するため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議案第 29 号 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてです
が、改正の趣旨は、非常勤消防団等に対する損害補償の基準を定める政令の一部が改正さ
れたことに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議案第 30 号 筑北村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改
正する条例についてですが、改正の趣旨は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関す
る法律施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議案第 31 号 筑北村空き家等適正管理条例の一部を改正する条例についてですが、改
正の趣旨は、条例第 1 条、緊急安全措置について、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議案第 32 号 筑北村坂井保養センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例についてですが、改正の趣旨は、燃料や物価など高騰に伴う入浴料改定と、定休日を設定
することができることを明示するため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議案第 33 号 筑北村本城交流促進センター・交流研修宿泊施設設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、燃料や物価など高騰に伴う入
浴料・宿泊料の改定と、定休日を設けることができることを明示するため、所要の改正を
行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 続いて、日程第 35、議案第 34 号 財産の取得についてを議題と
いたします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 34 号 財産の取得についてですが、筑北村営住宅西条団地建
設事業による物件について、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに筑北村議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を
お願いするものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎陳情の委員会付託等

○議長（鎌田欣子議員） 続いて、日程第 36 陳情の委員会付託等を議題といたします。

別紙のとおり、陳情第 1 号は、社会文教常任委員会に付託したいと思います。そのほか
陳情第 10 号から第 13 号までは、資料配付としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情は別紙のとおり第 1 号を社会文教常任委員会に付託することに決定
しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

今後の予定ですが、この後、休憩を挟んで 10 時 15 分から、議会全員協議会を行います。

あす 6 日木曜日は、午前 9 時から定例会本会議第 2 日、補正予算の審議、採決を行います。本会議終了後、総務常任委員会の所管の議案について、担当課長、職員の方に説明をいただきます。

11 日火曜日は、午前 9 時から社会文教常任委員会の所管の議案について、それぞれ担当課長、職員の方に説明をいただきます。

13 日木曜日は、午前 9 時から建設産業常任委員会の所管について、それぞれ担当課長、職員の方に説明をいただきます。

14 日金曜日は、午前 9 時から定例会本会議第 3 日、一般質問を行います。

17 日月曜日は、午前 9 時から定例会本会議第 4 日、一般質問予備日及び新年度予算、条例等の審議、採決を行います。

お諮りします。本日はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

延会 午前 10 時 02 分